

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正（案）について

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）について、市民の皆様のご意見（パブリックコメント）を以下のとおり募集します。

■意見提出期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月15日（水）まで（最終日午後5時必着）

■意見を提出できる人

- ▶ 本市に住所を有する方
- ▶ 本市に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ▶ 本市にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ▶ 本市にある学校に在学する方

■意見の提出方法

所定の意見書に必要事項をご記入の上、直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールにより、情報統計課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称所在地、電話番号）を必ず明記してください。

なお、匿名や電話での意見提出は受け付けできません。

■意見の提出先

- ・持 参 情報統計課（公立大学法人会津大学先端 ICT ラボ 2F もしくは 追手町第二庁舎 2階）
- ・郵 送 〒965-8580 会津若松市一箕町鶴賀字上居合 90 会津大学先端 ICT ラボ 2F 会津若松市情報統計課 宛
- ・F A X 0242-39-1214
- ・メール joho@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

■留意事項

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず連絡先を記入してください。
- ・提出していただいた意見は返却しません。
- ・お寄せいただいた意見については、住所、氏名等の個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんので、ご了承ください。

■閲覧場所

条例案の内容は、情報統計課（会津大学先端 ICT ラボ 2F）、追手町第二庁舎（市政情報コーナー）、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市のホームページで閲覧することができます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

（※ 生涯学習総合センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。）

問合せ先 会津若松市情報統計課情報政策グループ（電話：0242-39-1214）